

## 令和2年度事業報告

### 1. コロナ禍の適正化事業対応

#### (1) コロナ感染拡大防止に振り回された令和2年度

- ① コロナ感染が拡大する中、国土交通省の指導の下、令和2年3月から同年7月17日まで巡回指導を自粛しました。
- ② 同年7月20日から巡回指導を再開しました。指導員の健康管理及び感染防止対策を徹底・実施するとともに、巡回指導先の営業所の意向も直前に確認したうえで巡回指導を実施しました。
- ③ この状況は令和3年5月14日まで続きました。同年5月16日以降、北海道も「緊急事態宣言」地域となり、再び国土交通省の指導の下に巡回指導実施を自粛し、現在に至っています。

#### (2) 北海道が行う「感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業」を受託

- ① 北海道運輸局の協力要請もあり、北海道が実施する「感染拡大防止ガイドライン策定普及モデル事業」を令和2年11月に受託しました。
- ② 事業内容は既に事業実施済みの一般社団法人北海道バス協会会員を除く貸切バス事業者に、ガイドラインによるコロナ感染防止対策を実施する費用として1事業者当たり一律に25万円を補助する事業です。
- ③ 対象貸切バス事業者96者中、92者(3者未申請、1者所在不明事業者)が申請し補助金を受領しました。

### 2. 北海道の貸切バス事業の概況

#### (1) 貸切バス事業者数、営業所数、車両数の動向

- ① 平成29年6月から事業者数、営業所数、車両数の減少状況が続いています。
- ② 令和2年2月以降本年4月末までにコロナ禍の影響で、休止、廃止、減車する事業者が増加しています。減少事業者数16者、減少営業所数23営業所、初めて休止した事業者数4者、廃止事業者14者(内道外本社の営業所廃止2者含む。)に至っています。
- ③ コロナ禍の影響により、北海道運輸局は期間限定減車制度を令和2年3月5日から同年9月30日まで実施し、同年10月1日以降は休車制度に変更しています。なお、期間限定減車の最大は同年6月末の880両となっています。また、令和2年2月1日(3,113両)からの減少車両数は本年4月末現在で394両に及んでいます。

- ④ これは、昨年1月末に日本国内でコロナ感染者が発生した以降、国内はもとより世界に流行し、国内観光客の減少、スクールバスの運休、企業の事業休止・縮小、倒産による従業員送迎バスの運休、そしてインバウンド観光客が皆無になった影響により、貸切バス需要が大幅に減少した主要な要因です。

事業者数等の推移

	平成29年6月1日	令和3年2月1日	令和3年4月30日
事業者数	259	220	214
協会員・非協会員別	122:137	123:97	120:94
営業所数	372	315	305
協会員・非協会員別	221:151	208:107	202:103
車両数	3,360	2,772	2,719
協会員・非協会員別	2,288:1,072	1,993:779	1,964:755
休止・不明事業者数 <sup>1</sup>	11	7	6

※減少数 H29. 6. 1 事業者数比較 (R. 2. 1 比較) -45 事業者数 (-16)  
 営業所数 -67 営業所数 (-23)  
 車両数 -641 車両数 (-394)

※令和3年4月1日現在の休車車両数 460 両 (札幌支局管内分 354 両) を含む。

⑤ 北海道の過去の車両数の変化

- ア. 平成12年の規制緩和後事業者数、車両数とも増加しました。
- イ. 車両数は平成19年8月をピークに需要減、過当競争による影響から減少し、平成25年6月に減少の底となりました。
- ウ. 平成25年7月以降、訪日外国人の増加もあり、車両数は増加しました。
- エ. 平成29年7月以降、需要減、実働率の低下により車両数は減少しました。
- オ. 令和2年2月以降、車両数はコロナ感染症拡大の影響により、大幅に減少しました。

平成12年1月	平成19年8月	平成25年6月	平成29年6月	平成31年2月
2,502 両	3,015 両	2,757 両	3,360 両	3,245 両

令和2年2月	令和3年2月	令和2年4月末
3,113 両	2,772 両	2,719 両 (内 460 両休車車両数)

## (2) 貸切バス事業者の運賃・料金収入と稼働状況

- ① コロナ禍の影響で通常期の対数年度比較では状況を把握できないので、一般社団法人北海道バス協会が会員 123 者を集計した令和 2 年から令和 3 年の延実働車両数と運送収入の減少率調査結果を参考にしました。

対前年同月比減少率表

年・月 報告者/会員数	延実働車両数 減少率	運賃・料金収 入減少率	年・月 報告者/会員数	延実働車両 数減少率	運賃・料金収 入減少率
R2/2 98/123	-24.4	-24.0	R2/9 121/123	-41.4	-51.5
R2/3 98/123	-72.5	-73.1	R2/10 118/123	-29.3	-25.6
R2/4 121/123	-80.5	-81.5	R2/11 119/123	-31.5	-28.6
R2/5 116/123	-89.4	-90.7	R2/12 120/123	-58.8	-61.3
R2/6 117/123	-82.2	-88.5	R3/1 119/122	-61.8	-66.8
R2/7 116/123	-77.1	-83.7	R3/2 116/120	-54.7	-61.6
R2/8 118/123	-68.3	-70.0	R3/3 116/120	134.4	128.9

令和 2 年度集計 延実働車両数 -40.3% 332,909→134,143

運賃・料金収入 -63.9% 224 億円→81 億円 -143 億円

- ② 令和 2 年度集計で、延実働車両数が前年度比較で 40.3%、運賃・料金収入が前年度比較で 63.9%減少しています。貸切バス事業としてはすべての事業者が赤字経営となったと推測されます。
- ③ 参考に、一般社団法人北海道バス協会に加盟する乗合バス事業者でも令和 2 年度の運送収入は 35.8%、160 億円の減少となりました(449 億円→288 億円)。
- ④ 公益社団法人日本バス協会の定時会員総会提出案件(令和 3 年 5 月 21 日通常理事会決議済)令和 3 年度事業計画報告でも、コロナ禍により乗合バス事業で 20%~30%、貸切バス事業では 70%の利用者の減少となっていると記述しています。

## (3) 貸切バス適正化事業への影響、課題

- ① コロナ禍の影響により、貸切バス需要を激減させ貸切バス事業の存続さえ厳しく、事業廃止、休止事業者のさらなる増加が予想されます。
- ② 一方で、貸切バス需要回復時には過当競争が激しくなり、運賃・料金のダンピング、運転者の過労運転の横行等法令遵守がおろそかになる悪影響が心配され、安全・安心な貸切バス運行を脅かす原因になります。

- ③ 上記の状況・課題を踏まえ、運転者の教育・指導の実施、適切な運行管理(過労運転防止)、適正運賃・料金収受、定期点検整備の実施などを重視して、今後の巡回指導をすすめていく必要があります。
- ④ コロナ禍の影響は、貸切バス事業者の経営を圧迫しています。当センターは貸切バス事業者の負担金のみによって賄われているので負担金納付が滞ると事業継続も困難な状態となります。国土交通省の抜本的な解決・対応策が必要となります。

### 3. 貸切バス適正化事業報告

#### (1) 巡回指導計画と実施結果

- ① 令和2年度巡回指導計画は令和2年度第3回理事会(令和2年8月26日開催)で変更書面決議しました。コロナ禍の中で北海道運輸局からの巡回指導自粛要請もあり、巡回指導の再開は7月20日となり、巡回指導計画110営業所に変更しました。指導員は7月1日以降、3名体制となりました。
- ② 令和2年度巡回指導実施結果は、110営業所巡回指導計画に対し、100営業所の巡回指導を実施しました。計画営業所数に対し、実施営業所数が少ないのは、コロナ禍により稼働がまったくない事業者やコロナ感染が拡大している札幌市内から出張する指導員を嫌がる事業者が巡回指導を断る場合があることも影響しています。
- ③ 指摘事項は、巡回指導2巡目から3巡目の営業所も増えてきたことから、指摘事項数が減少してきました。
- ④ 指摘事項の特徴は、運賃・料金の適正収受に関する指摘が多くなりました。これは旅行業者に対する過大な手数料等の報告が新たに追加されたことにより、運賃・料金収入を確認する会計帳簿類の準備帳票類が追加されたためです。このことにより、運送引受書とは別に、運転日報、運行記録計により実走行キロと時間を確認し、運賃・料金計算し収入額と照合したためです。
- ⑤ バスガイド料金などの実費は、貸切バス利用者側の負担となっていますが、一部貸切バス事業者が負担したケースもありました。
- ⑥ 過大な手数料等の支払いは、コロナ禍のためインバウンドの来道がなく旅行業者との契約が激減したため、確認したのは1件にとどまりました。

## (2) 負担金の額及び納付結果

- ① 令和2年度負担金の額及び徴収方法の諸手続は以下のとおりでした。
  - ア. 令和1年度第3回理事会(令和2年2月12日開催)で決議
  - イ. 令和1年度諮問委員会(令和2年2月26日開催)で諮問どおりに答申決議
  - ウ. 令和2年3月30日に北海道運輸局長が認可。負担金の額は営業所数割69,320円、車両数割4,870円
- ② 令和2年度変更負担金の額及び徴収方法の諸手続は以下のとおりでした。
  - ア. 令和2年度第3回理事会(令和2年8月26日)で令和2年度変更負担金の額及び徴収方法を書面決議
  - イ. 令和2年度第1回諮問委員会(令和2年8月30日)で令和2年度変更負担金の額及び徴収方法を答申書面決議
  - ウ. 令和2年9月14日に北海道運輸局長が変更認可。負担金の額は営業所数割36,150円、車両数割4,870円。
- ③ 負担金の納付結果は、未納事業者4事業者(本年4月以降2者納付済)で、内1事業者は昨年秋以降行方不明事業者です。結果、負担金納付率は99.8%となりました。

## (3) コロナ禍の中、当面する運転資金の確保手だて

- ① 公益社団法人日本バス協会からの運転資金融資(1,000万円)は、返済目途が立たないため希望しませんでした。
- ② 持続化給付金は、オンライン申請し昨年6月30日に200万円受給しました。同時に北海道経営持続化臨時特別支援金10万円(北海道、札幌市各5万円)を7月7日に受給しました。
- ③ 中小企業に対する家賃支援給付金を申請し、45万円を8月20日に受給しました。
- ④ 昨年4月以降本年3月までの雇用調整助成金を6回申請し、250万円受給しました。

## (4) 情報公開及び情報提供

- ① 当センター事業規定で定める情報公開は、随時ホームページ上にアップし公開しました。
- ② 情報提供は貸切バス事業者が必要としている様式をホームページにアップするとともに、前年度の巡回指導による指導回数が多い事項について、ホームページにアップし公表しました。

## (5) 国土交通省及び北海道運輸局との会議

- ① 令和1年度全国貸切バス適正化機関連絡会議の開催

ア. 全国貸切バス適正化機関連絡会議が、国土交通省自動車局旅客課の主催で令和2年1月23日～24日に国土交通省で開催されました。

イ. 全国の貸切バス適正化機関の課題や意見交換の場となりました。

② 北海道貸切バス適正化事業連絡会議

ア. 6月、10月、1月に開催し、巡回指導状況報告や手法の細部調整、意見交換を行いました。

(6) 巡回指導・事務局体制等

① 令和2年第1回理事会、総会(令和2年6月3日開催)以降、4月から6月まで巡回指導を自粛したこともあり、令和2年度の事業計画、収支予算及び資金計画、負担金の額及び徴収方法変更の諸準備をすすめました。

② 負担金の額の負担を軽減させるため、7月以降指導員を3名体制にしました。採用予定の1名は雇用を先延ばしし、もう1名は公益社団法人北海道トラック協会に1年間指導員として雇用してもらう調整を実施しました。

③ 令和2年度変更した事業計画、収支予算及び資金計画、負担金の額及び徴収方法は北海道運輸局長が9月14日に認可しました。

④ 指導員スキルアップの取組

ア. 10月30日北海道運輸局による「原価計算説明会」に指導員3名が出席しました。

4. 令和3年度負担金の額及び徴収方法の認可条件の取り扱い

(1) 認可条件

「負担金の減額による減収分について令和4年度以降に負担金により回収すること。」

(2) 取り扱い

① 認可条件は上記のとおりであるが、すでに決議・認可されている下記の令和3年度事業計画(2)②との調整や取り扱いを以下のとおりします。

② 認可条件は令和4年度の負担金の額を増額して徴収してください、一方事業計画は状況の変化等に応じて、事業計画及び負担金の低減も検討してくださいとしており、結果的には相矛盾しています。

③ 令和3年度の事業計画及び負担金の額等の見直しの可否について、理事会及び諮問委員会の決議、答申決議により議決する予定です。

(参考)

5. 令和3年度事業計画(令和3年3月31日北海道運輸局長認可)

(1) コロナ禍の事業計画重点事項

- ① 事業者の意向に配慮しつつ適正化事業を遂行
- ② 運行管理の実施状況の確認
- ③ 届出運賃・料金の適正収受、学校関係・民間企業等との年間運送契約の確認
- ④ 過剰な手数料等の支払い有無の確認

(2) 令和3年度巡回指導計画

- ① 令和3年度の巡回指導は監査対象営業所を除く全営業所に対し実施(国土交通省自動車局旅客課の行政指導)
- ② 巡回指導の実施状況、負担金の納付状況や国の対応変化等の状況に応じて、弾力的に諸計画の見直しも検討する。
- ③ 令和3年2月1日現在営業所数 312 営業所(休止営業所7除く、行方不明事業者1者込)
- ④ 312 営業所-監査対象営業所≒270 営業所
- ⑤ 令和3年度巡回指導対象営業所=270 営業所

(3) 令和3年度営業所パトロール活動

営業所のパトロール活動・試行実施

- ① 対象営業所
  - ア. 苦情等のある営業所
  - イ. 運行管理者が実質1名の営業所(運転者兼務)
  - ウ. 小規模(少人数)営業所
- ② 実施方法
  - ア. 実施営業所前で確認
  - イ. 運行管理者の出社状況
  - ウ. 運転者の出社・日常点検・乗務開始
- ③ 営業所パトロール数  
試行段階として20営業所数程度

(4) 令和3年度指導体制

- ① 巡回指導及び営業所パトロール活動を実施するため7月から指導員4名体制

- ② 7月にトラック適正化に1年契約で移籍している指導員を戻す
- (5) 事業運営経費増額抑制手法
- ① 常勤専務理事兼首席指導員を4月から非常勤化
  - ② 4月首席指導員を採用
  - ③ 指導員1名7月採用として4ヵ月分人件費削減

以下余白